

運転免許自主返納支援チケットについて

平成20年6月17日から、愛媛県警察において推進している「運転免許自主返納支援制度」を、四国中央市も行政として支援協力していくことになりました。

警察が推進しているこの制度の趣旨は、加齢等に伴い運転に不安を持つ65歳以上の市民の方が、運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備する一環として、愛媛県警察が各機関・商店等の協力を得て、運転免許証を返納した高齢者の支援を行い、高齢者の交通事故防止を推進するものです。

当市としても、四国中央警察署と協力し、「運転免許自主返納支援制度」を強く推進していくことが高齢化社会が急速に進む現代には重要であると考え、「四国中央市デマンドタクシー」を、運転免許証の自主返納者（65歳以上）の自家用車での交通手段に代わるものとして、「四国中央市運転免許自主返納支援チケット」の提供を24年4月1日から行います。

【 該当者 】

四国中央市内に住所を有する運転免許証を自主返納した65歳以上の方で、四国中央市デマンドタクシーの利用登録をされている方、または、今回利用登録された方。

【 支援内容 】

運転免許証を自主返納した初回のみ、四国中央市運転免許自主返納支援チケット（利用券・5枚分）の発行。

【 支援時期 】

平成24年4月1日から

【 チケット有効期限 】

運転免許証を自主返納した日から1年間有効。

【 利用条件 】

四国中央市運転免許自主返納支援チケットを使用する際は、警察から発行された「申請による運転免許の取消通知書」の提示が必要。

利用条件及び運行内容については、全て四国中央市デマンドタクシー利用案内に記載されているものと同じ。

【 手続き窓口 】

一連の手続き窓口は、四国中央警察署の交通課で行います。

【 問合せ先 】

- ・ 運転免許自主返納支援制度について……四国中央警察署：0896-24-0110
- ・ チケットについて……四国中央市役所 観光交通課 交通政策係：0896-28-6187